

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
1	国民年金 保険料	国民年金保険料 免除申請書(30 歳以上)	保険料免除審査 の「分離長期譲 渡所得」の取扱 いについて	国民年金法第90条、 第90条の2 国民年金法施行令第 6条の11、第6条の12 地方税法附則第34条 第4項、第5項 所得税法第33条第3 項	国民年金保険料の申請免除について、長期譲渡所得に係る特別控除は、審査に当たり所得額から控除できるかどうかご教示願います。	長期譲渡所得に係る特別控除については、国民年金法施行令第6条の11及び12に明記されておらず、同条の適用を受けるとは解されないため、国民年金保険料免除における所得額については特別控除前の金額により審査をすることになります。
2	厚生年金保険 適用	被保険者資格取 得届	所定の期間を超 え、引き続き使用 される者の適用 除外について	厚生年金保険法第12 条の2	「2か月以内の期間を定めて使用される者」と「所定の期間を超えて引き続き使用される場合は、その日から被保険者資格を取得する」の解釈について照会します。 従来から、所定の期間とは雇用するとき契約により定めた雇用期間であり、所定期間終了後引き続き使用されるとは、単に所定の期間を超えればただちに強制被保険者に移行すると解すべきではなく、その使用関係の実態が、常用労働者の性格を帯びたか否かという点から、引き続き使用されるという継続性を認定する必要があると解釈されていますが、「継続性を認定する必要」という判断の目安が結果として「2か月→2月以内」と解釈してよろしいでしょうか。	臨時に使用される者であっても、その使用される状態が常用化したときは被保険者として取り扱うこととなります。2月以内の期間を定めて使用される者であれば、所定の期間を超えて引き続き使用される場合は、常用的使用関係となったとして、その超えるに至った日から被保険者になるものとされています。 つまり、引き続き使用されるという継続性の認定は、一時的に2月以内の期間を定めて使用される「日雇特例被保険者」又は「日雇特例被保険者の適用除外を受けた者」が、その所定の期間経過後において、臨時的な使用関係から常用的な使用関係に移行したか否かにより判断することになり、使用関係の実態に即して実質的に判断することになります。 したがって、本件については、引き続き使用されるという継続性を画一的に当初の雇用期間と延長期間により判断するものではなく、あくまでも雇用契約における使用関係の実態から常用的な使用関係に移行したか否かを判断することになります。例えば、当初2か月以内の雇用契約であった者が、その雇用期間経過後、海外転居するまでの1か月間に限って臨時的に雇用契約が更新され、その後は契約更新されない場合には、引き続き使用されるという継続性は認められず、常用的な使用関係に移行していないことから、被保険者として適用しないこととなります。 なお、臨時的な名目によって使用されていても、当初から使用関係の実態が一定期間ごとに雇用契約を更新させるような状態であって、その実態が常用的であれば、臨時に使用される者とは認められず、雇入れの当初から被保険者となります。

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
3	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額変更届	一時帰休中にお ける満額補償さ れる給与の判断 について	昭和36年1月26日保 険第4号 昭和37年6月28日保 険第71号 昭和50年3月29日保 険第25号・庁保険 第8号 厚年指2010-410	疑義照会回答において、事業主の責により被保険者を休業させているにもか かわらず満額の給与が補償されている場合は、低額な休業手当等に該当しない ため「厚生年金保険法上の一時帰休には該当しない」と示されていますが、満額 の給与とは具体的に何を示すのでしょうか。 基本給が100%支払われている状況下において、以下のいずれの手当が支払 われていない場合が「低額な休業手当等」が支払われている場合に該当するの か、ご教示願います。 1.役職手当 支給無し 2.通勤手当 支給無し 3.残業手当 支給無し	一時帰休という特別措置的な給与払に対応する取扱いにつ いては、「一時帰休等の措置がとられた場合における健康保険及 び厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬の取扱いにつ いて」(昭和50年3月29日保険第25号・庁保険第8号(以下「50 年通知」という。))により示されており、その場合における標準報 酬の決定及び改定については、低額な休業手当等が支払われる ことになった場合に限定されています。 この低額な休業手当等に該当するかどうかの判断については、 50年通知にも示されているとおり、就労していたならば受けられる べき報酬よりも低額となるか否かで判断することになります。 なお、この就労していたならば受けられるべき報酬とは、あくま で、所定労働時間就労していたならば受けられるべき報酬を指し ます。よって、1.役職手当及び2.通勤手当については、就労してい たならば受けられるべき報酬と解することができるため、一時帰休 により支給がない場合は、低額な休業手当等に該当します。しか し、3.残業手当については時間外労働を行った場合に初めて受 けられる報酬であり、就労していたならば受けられるべき報酬と いうことはできないため、低額な休業手当等に該当しません。
4	厚生年金保険 適用	その他	船員保険年金任 意継続被保険者 期間と厚生年金 保険被保険者期 間の重複につ いて	旧厚生年金保険法第 12条第2項 旧船員保険法第20条 船員保険交渉法第7 条第3項	船員保険年金任意継続被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間の重複 が判明した際の取扱いについてご教示願います。  <事例> 昭和55年4月1日 船員保険強制被保険者資格喪失 同日 船員保険年金任意継続(旧船員保険法第20条)資格取得 昭和60年3月1日 船員保険年金任意継続期間満了により喪失  船員保険年金任意継続期間に下記厚生年金保険被保険者記録が判明 1.昭和55年5月1日～昭和55年8月26日 2.昭和56年2月1日～昭和61年1月26日	船員保険交渉法第7条第3項と旧厚生年金保険法第12条との 関係は、以下のとおりです。 1.旧船員保険法20条で、喪失した日より6か月以内に申請すれ ば、船員保険の年金任意継続被保険者になることができるとされ ている。 2.この規定の特例として、船員保険交渉法第7条第3項に、船員 保険の被保険者の資格を喪失した日から6か月以内に厚生年金 保険の被保険者となった場合は、船員保険の年金任意継続被保 険者となることができないとされている。 3.一方、旧厚生年金保険法第12条第2項に、船員保険の年金任 意継続被保険者が、厚生年金保険の適用事業所に使用された 場合は、厚生年金保険の被保険者とはならないとされている。  1.に基づき申請し、厚生年金保険の被保険者となる前に、すでに 船員保険の年金任意継続被保険者となっている場合は、3.に該 当するので、船員保険の年金任意継続被保険者が継続されま す。 逆に、厚生年金保険の被保険者となるのが先で、その後1.によ り申請をした場合は、2.に該当するので、船員保険の年金任意継 続被保険者となることはできません。

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
5	厚生年金保険 徴収	二以上事業所勤 務被保険者の保 険料登録	2年以上遡及して 二以上事業所勤 務被保険者でな くなった場合の保 険料の取扱いに ついて	昭和3年7月6日保発 第514号 昭和36年9月18日保 発第64号	次の事例について照会します。 <事例> 当年金事務所の管轄区域内のA事業所とB事業所に勤務している被保険者は、A事業所を主とする二以上事業所勤務被保険者に該当していました。しかし、本人からの調査依頼の結果、平成15年7月に遡って従たるB事業所の被保険者ではないことが判明し、記録訂正の後、B事業所には保険料の還付処理を行いました。A事業所の2年以上経過期間の保険料計算についてお伺いします。 なお、正しい標準報酬月額(訂正後)と納付済の保険料(訂正前)には超過月(平成15年7月～平成16年8月)と不足月がありますが、合計比較するとかなり不足が生じます。 この場合、次のどちらの取扱いとすべきでしょうか。 ①2年以上経過期間の徴収はしないが、合計比較で不足が生じるため、超過月の還付もしない。 ②2年以上経過期間について徴収はしないが、超過月は還付の対象とする。	不足月については、保険料の徴収権の消滅時効の起算日は保険料の納期限の翌日(昭和3年7月6日保発第514号「保険料其ノ他ノ徴収金ノ徴収権又ハ還付請求権ノ消滅時効起算日ニ関スル件」)とされていますので、納期限の翌日から2年を経過した場合、保険料を徴収できません。 一方、超過月については、保険料の徴収決定済額を更正減額したことにより生じた過誤納金に係る還付請求権の消滅時効の起算日は、当該処分をした日の翌日(昭和36年9月18日保発第64号「保険料等の還付請求権の消滅時効の起算日について」)とされていますので、還付可能です。 したがって、2年以上経過期間については徴収できませんが、超過月は還付の対象となります。
6	年金給付	老齢給付年金請 求書(老齢基礎)	任意加入期間 (未納)と任意未 加入期間が混在 する月の合算対 象期間の取扱い について	国民年金法昭和60年 改正法第11条の2 国民年金法昭和60年 改正法附則第8条第5 項 国民年金法等の一部 を改正する法律の施 行に伴う経過措置に 関する政令第14条	<事例> 本人の記録 国民年金任意加入期間 昭和55年6月1日～昭和55年6月2日(未納) 国民年金任意未加入期間 昭和55年6月2日～昭和56年4月1日 配偶者の記録 厚生年金保険期間 昭和55年6月1日～昭和56年4月1日  上記のように、昭和61年3月以前に任意加入期間(未納)と任意未加入期間が混在する月(昭和55年6月)について、合算対象期間として取り扱えるでしょうか。 配偶者の厚生年金保険資格取得に伴い、国民年金強制加入資格喪失となり、喪失同日に国民年金任意加入していますが、翌日には任意加入資格喪失しています。これは、被保険者本人が任意加入の申し込みを撤回したと思われま	合算対象期間の計算の基礎となっている月に、保険料納付済期間又は保険料免除期間が混在するときは、その月は合算対象期間とはなりません。保険料納付済期間も保険料免除期間もないときは、合算対象期間となります。 本件については、国民年金保険料納付済期間も保険料免除期間もないため、合算対象期間の計算の基礎として取り扱うことができます。

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
7	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢基礎)	配偶者が繰下げ待機中である場合の振替加算について	国民年金法昭和60年改正法附則第14条	夫(昭和21年5月生まれ)は現在在職中で、65歳到達による老齢厚生年金の再計算により、加給年金を加算することができる資格を満たしている者(以下「老齢満了者」という)となります。しかし、老齢基礎・老齢厚生年金ともに繰下げ待機中で、65歳改定後の老齢厚生年金は未請求です。また、妻(昭和24年12月生まれ)は、特別支給の老齢厚生年金受給中で、加給年金の振替加算対象者です。 妻が65歳になった時点において、夫が繰下げ待機中であり老齢厚生年金の決定がない場合、妻に振替加算が加算されるのかご教示願います。また、振替加算が加算されるのであれば、「老齢基礎年金額加算開始事由該当届(様式222号)」による手続きとなるのか、事務処理方法についてもご教示ください。	妻が65歳に達して老齢基礎年金の受給権が発生したときから、振替加算が加算されます。 振替加算が加算されるのは、65歳に達した日の前日において、240月以上の老齢厚生年金受給権者の加給年金額の対象者であることが要件です。 繰下げ待機中の夫は、請求していなくとも65歳で老齢厚生年金の受給権は発生していることとなります。 手続きとしては、妻が65歳になり老齢基礎年金の受給権が発生した時に、「老齢基礎年金額加算開始事由該当届(様式222号)」に必要書類を添付して振替加算を請求してください。添付書類は、夫が65歳到達して老齢厚生年金額の計算の基礎となる月数が240月以上となった当時の、①加給年金額の対象者(妻)と受給権者(夫)との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本、②加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを証する書類となります。妻が65歳に達した日において、繰下げ待機中の夫によって生計を維持していたことを申立で確認するようにしてください。
8	年金給付	遺族基礎年金請求書	遺族基礎年金受給権者と親権の無い父(母)との生計維持関係の認定について	国民年金法第41条第2項	子に対する遺族基礎年金は、「生計を同じくする父母があるときは、その間、支給停止する」とされていますが、生計を同じくする父母に、未成年後見人となっている親権の無い父母は含まれるのでしょうか。 子の母の死亡当時、子に対する親権を行う方がいませんでした。母の死後に認知及び親権を申立てた父は、裁判所においては親権が認められず未成年後見人とされましたが、生計を同じくしていたとの申出がありました。この場合、未成年後見人である父との間の生計同一の申出を認め、遺族基礎年金を支給停止とする措置は妥当でしょうか。	国民年金法第41条第2項に規定する「その子の父若しくは母」については、親権者でない父又は母を除くという規定はありません。また、親権者ではなくても認知が認められれば父と子の出生に遡って親子関係は認められます。 本件については、認知によりその子の父に該当する場合、生計を同じくする間は遺族基礎年金が支給停止となります。
9	年金給付	障害基礎年金請求書	障害基礎年金の所得状況届が長期間未提出である者の取扱いについて	国民年金法第36条の2	20歳前に初診のある障害基礎年金については、毎年所得状況届の提出を受け、所得を基準額と照らし合わせて支給の可否を審査しています。 本件の受給権者は、平成16年から所得状況届が未提出のため障害基礎年金が差止になっていましたが、平成22年10月にA区に受給権者住所変更届を提出し、平成23年の所得状況届を提出しました。 当該受給権者は、居所不明のため平成17年2月にB市の住民票を職権消除されたため、平成22年10月にA区に住所設定しましたが、その間の住民票は作成されません。住民票による居所証明が取れない間の国内居住についての取扱いをご教示願います。	本件については、受給権者から日本国内に住所を有していた旨の申立書を提出していただき、国内居住であったことを確認してください。

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
10	年金給付	老齢年金請求書 (旧)(厚生年金)	厚生年金保険期間の判明により、老齢年金が再取得失権に該当する場合の後発年金の受給権発生日について	旧厚生年金保険法第33条、第42条、第45条、第46条	<p>40歳に達した月以後の被保険者期間が15年以上に該当したこと(以下「180ヵ月満了」という。)により、旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権が発生していた方に、新たに厚生年金保険加入期間が61ヵ月判明しました。そのため、昭和48年10月30日の退職日に受給権発生日が遡及し、昭和48年11月16日に再取得失権になります。</p> <p>再取得時の報酬月額は、在職老齢年金に該当する金額になっています。厚生年金保険期間訂正前の年金においては、180ヵ月満了に至った昭和50年6月に請求があり、昭和50年6月に在職老齢年金が発生したことになっていました。</p> <p>再取得失権後の後発年金の受給権発生年月日はいつになるのでしょうか。該当条文を併せてご教示願います。</p> <p>&lt;事例&gt;            明治45年2月18日生まれの男性            配偶者有、大正5年3月27日生まれ            厚生年金保険期間 現在287ヵ月(60歳満了)</p> <p>判明した厚生年金保険加入期間            昭和44年11月1日～昭和48年10月30日            昭和48年11月16日～昭和49年8月21日 標準報酬月額 45,000円(11等級)            昭和49年10月21日～昭和51年8月30日 標準報酬月額 45,000円(11等級)</p>	<p>昭和55年6月以前は、65歳未満の被保険者は本人の請求により受給権が発生することとされていますが、具体的には、昭和51年7月31日までは請求し得る状態になった時点で発生するものとして取り扱われ、昭和51年8月1日からは実際に請求のあった時点で発生することとされました。これは、昭和51年8月1日以降は在職老齢年金の制度について広く知れわたったことなどの理由によるものです。</p> <p>本件については、40歳以降180ヵ月満了した昭和50年6月に在職老齢年金の受給権が発生しています。請求日が昭和51年2月3日ですが、この当時は「請求し得る状態になった時点」である昭和50年6月に受給権が発生したことになります。</p> <p>新たに61ヵ月判明したことで、180ヵ月満了が昭和45年2月となりますが、60歳以降在職中の報酬月額は28千円以上ですので、在職老齢年金の報酬要件には該当しないため、受給権発生年月日は退職した昭和48年10月30日となります。</p> <p>その後、昭和48年11月16日に再取得失権、昭和49年8月21日の退職で受給権発生、昭和49年10月21日に再取得失権、既裁定の昭和50年6月で受給権発生となります。</p> <p>なお、昭和48年10月30日発生と昭和49年8月21日発生の条文は、厚生年金保険法第42条第1項第1号、昭和50年6月発生の条文は、同法第42条第1項第5号となります。</p>

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
11	年金給付	通算老齢年金請求書(旧)(厚生年金)	恩給を受給できるが請求しなかった者に係る通算老齢年金の受給資格について	旧厚生年金保険法第46条の3 通算年金通則法第2条、第8条	<p>&lt;事例&gt; 本人(明治31年10月14日生まれの男性) 公務員期間 大正10年12月～大正12年4月 昭和19年3月～昭和33年1月 昭和45年1月25日死亡(恩給受給なし) 厚生年金保険期間(39月) 平成23年に新たに判明 昭和34年7月1日～昭和34年12月19日 昭和36年4月1日～昭和37年7月15日 昭和37年7月15日～昭和39年2月1日</p> <p>配偶者 昭和45年2月が給与初月の扶助手受給(請求が遅かったため平成14年7月からの受給開始)</p> <p>1.通算老齢年金受給資格期間の短縮要件で、明治44年4月1日以前生まれの方については、昭和36年4月1日前の通算対象期間を含めて10年以上となればよいこととされていますが、この方の公務員期間(大正10年12月～昭和33年1月)を通算対象期間とすることができるでしょうか。</p> <p>2.請求者は恩給を受けていませんでしたが、恩給を受けるだけの期間を満たしています。(恩給局より恩給を受給できるだけの期間は満たしていること及びもし恩給を請求していた場合は、昭和42年1月から受給できたとの回答があります。)</p> <p>この場合、恩給の受給者ではなくても、通算年金通則法第2条の「他の制度における老齢・退職年金給付を受けることができるもの」として、新たに判明した厚生年金保険記録39月につき、通算老齢年金が支給されるかご教示ください。 支給決定がなされていないが当該老齢・退職年金給付の受給要件を満たしていることが確認できる場合も、通算老齢年金は支給できないのでしょうか。</p>	<p>昭和36年4月前の恩給期間は原則として通算対象期間となりません。ただし、その恩給公務員期間が共済組合員期間に引き続くものであり、かつ、その共済組合員期間が昭和36年4月1日まで引き続く場合に限り、通算対象期間となります。本件は、これに当てはまらない恩給公務員期間であるため、通算対象期間となりません。</p> <p>また、恩給受給権を有する方が厚生年金保険期間を合わせて通算老齢年金を受給できることはありますが、老齢・退職年金を受ける権利の裁定又は支給決定を待つて行うとされています。恩給が未裁定では通算老齢年金は支給されません。</p>

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
12	年金給付	老齢年金請求書 (旧)(国民年金)	国民年金5年年金受給者に厚生年金保険加入期間が判明した際の取扱いについて	昭和48年国民年金法改正法附則第19条第8項、第20条第1項	既に死亡している国民年金5年年金受給者(昭和50年6月受給権発生)に、厚生年金保険加入期間が判明しました。通算老齢年金の受給権が発生するかどうかご教示願います。  <事例> 明治42年8月12日生まれ(昭和49年8月11日で65歳到達) 資格期間 厚生年金保険 昭和37年9月17日～昭和39年2月26日 昭和39年6月1日～昭和43年8月1日 昭和43年10月1日～昭和47年11月1日(計 116月判明) 国民年金 昭和48年改正法附則第19条により、昭和49年3月18日取得申出 昭和49年3月18日～昭和50年6月1日 (昭和49年3月から昭和50年5月までの15月納付) (なお、昭和45年6月から昭和49年2月分までを、昭和48年改正法附則第19条第8項の規定により納付)  また、老齢年金(5年年金)は取り消し、受給権発生以後の国民年金保険料は還付する取扱いでよいでしょうか。	本件については、65歳以後の国民年金加入期間を含め、昭和49年3月から通算対象期間となる12月経過後の昭和50年3月1日で、旧国民年金通算老齢年金及び旧厚生年金保険通算老齢年金の受給要件を満たすため、受給権が発生することになります。 また、国民年金法昭和48年改正法附則第20条第1項の規定による老齢年金については裁定取消となり、同法附則第19条第8項の規定による納付に係る期間(昭和45年6月分から昭和49年2月分まで)及び昭和50年3月分から昭和50年5月分までの国民年金保険料は還付となります。
13	年金給付	未支給(年金・保険給付)請求書	老齢基礎(厚生)年金受給権者を故意に死亡させた者への未支給年金の支給について	国民年金法第19条、第71条 厚生年金保険法第37条、第73条の2、第76条	妻が老齢基礎(厚生)年金受給権者である夫を故意に死亡させた場合、厚生年金保険法第76条に該当するため遺族厚生年金の支給は行われませんが、未支給年金についても、同法第73条の2により同様に取扱いでよいでしょうか。また、その場合には、次順位者である子に支給してもよいでしょうか。	国民年金法第71条及び厚生年金保険法第76条において、故意に被保険者を死亡させた場合は、遺族基礎年金、遺族厚生年金は支給しないと規定されています。 未支給年金と未支給の保険給付は、保険給付の制限の対象となっていないことから、国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条により生計同一関係が確認できれば、故意に被保険者を死亡させた者であっても支給されます。 したがって、本件の未支給年金は、子ではなく先順位者である夫を故意に死亡させた妻に支給されます。
14	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の未支給期間の取扱いについて	平成 21年11月19日 庁保険発第1119002号	脱退手当金の未支給期間の取扱いについて照会します。  <事例> 老齢基礎年金、老齢厚生年金受給中の昭和12年2月生まれの女性。受給者便がきっかけで旧姓による厚生年金手帳記号番号が判明しましたが、同一番号内に脱退手当金支給済期間と未支給期間が混在しています。 1.昭和30年7月25日～昭和32年1月25日 2.昭和33年9月2日～昭和34年10月1日 3.昭和34年10月1日～昭和36年3月10日 1.2については、昭和36年8月12日に脱退手当金を支給していますが、3.については、未支給となっています。さらに、脱退手当金の支給額にも誤りがあります。	本件は、同一厚生年金手帳記号番号内に脱退手当金支給済期間(支給額誤りあり)と脱退手当金未支給期間が混在しているケースです。同一厚生年金手帳記号番号内の脱退手当金未支給期間である3については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日庁保険発第1119002号)通知に基づき、原則として本人に意思確認を行ったうえで、被保険者期間として存続させてください。 また、脱退手当金の支給額の誤りについては、再計算の上、当該支給記録を修正し、既支給額と比較して支給不足額が生じる場合は、追加支給をしてください。

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
15	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の未支給期間の取扱いについて	平成21年11月19日庁保険発第1119002号	<p>脱退手当金の未支給期間の取扱いについて照会します。</p> <p>&lt;事例&gt;                      老齢基礎年金、老齢厚生年金を受給中である昭和5年5月21日生まれの女性。平成21年に特別便により厚生年金手帳記号番号が判明し、以下の記録について統合・再裁定を行いました。                      1.昭和28年8月21日～昭和30年5月30日                      2.昭和30年11月14日～昭和31年8月26日                      ※1.2.は同一事業所</p> <p>今回、照会申出書にて上記1.2.の間の期間について、同事業所の本社に勤めていたとの申出があり、調査したところ同一手帳記号番号で以下の記録が判明しました。                      3.昭和30年5月30日～昭和30年11月11日</p> <p>しかし、今回の調査時に旧台帳を取り寄せたところ、3.の期間の記載がなく、また、1.2.の期間について、脱退手当金支給済であることが判明しました。                      「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日庁保険発第1119002号)に「脱退手当金未支給期間は、原則として被保険者期間として存続させる」とありますが、本件の場合、同一の手帳記号番号内での一部漏れであり、特別便の調査時に確認した被保険者名簿には「(脱)」の表示がなかったため、記録の統合・再裁定が行われた経過があります。                      本件について、脱退手当金支給決定記録を取消し、本人に意思確認を行ったうえで保険給付の計算の基礎に算入してよいご教示願います。</p>	<p>1.2.の期間については、平成22年9月16日給付指2010-170「紙台帳等の記録と窓口装置の記録が相違している場合の取扱い(諸規程によらない定め)」により、記録統合誤りが生じた原因等が明確である場合は「事務処理誤り」として取り扱い記録訂正してください。また、その原因が明確でない場合は「記録問題事案」として取り扱い、お客様の意思確認を行った上で、記録訂正を判断するよう取り扱ってください。</p> <p>3.の期間については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日庁保険発第1119002号)により、お客様の意思確認を行った上で、原則として被保険者期間として存続するよう取り扱ってください。</p>
16	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の特例と離婚分割について	厚生年金保険法第78条の6第1項・第3項 厚生年金保険法附則第17条の10 厚生年金保険法昭和36年改正法附則第9条 厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条	<p>脱退手当金の特例と離婚分割について照会します。</p> <p>&lt;事例&gt;                      昭和10年6月28日生まれの女性。厚生年金保険の被保険者期間32月、最終資格喪失は昭和36年7月1日。他に加入期間はなく、合算対象期間を考慮しても老齢年金の受給資格を満たしていないため、女子特例(厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条)による脱退手当金の支給は可能と思われます。</p> <p>離婚による年金分割の相談を受けましたが、年金分割改定請求を行うことによって、標準報酬の改定を行い、離婚時みなし被保険者期間を脱退手当金の支給額に反映させることは可能でしょうか。</p>	<p>本件については、脱退手当金の請求はできます。なお、年金分割により標準報酬の改定が行われた場合、離婚時みなし被保険者期間については脱退手当金の額の計算の基礎となりません。</p>



疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
17	年金給付	脱退手当金請求書	特例による脱退手当金を算出する場合の対象被保険者期間について	厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条	<p>特例による脱退手当金を算出する場合の対象被保険者期間について照会します。</p> <p>&lt;事例&gt;                      請求年月日 平成23年7月26日                      請求者 女性                      昭和19年10月17日生                      厚生年金保険加入期間                      A 昭和35年 6月16日～昭和39年 3月21日(45月)                      B 昭和39年 4月 1日～昭和44年 2月 1日(58月)                      C 昭和47年 8月16日～昭和47年11月28日(3月)                      D 昭和48年 1月 5日～昭和49年 4月30日(15月)                      E 昭和49年10月1日～昭和50年 8月31日(10月)                      F 昭和50年 8月18日～昭和55年 1月25日(53月)                      G 昭和55年 1月 1日～昭和56年 7月21日(18月)</p> <p>上記の方から脱退手当金の請求がありました。この場合、昭和50年8月18日資格喪失、同日資格取得となりますが、AからEまでの期間を昭和53年5月31日までに資格喪失しているものとし、特例による脱退手当金を支給する対象被保険者期間としてよいかご教示願います。</p>	<p>厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条によると、被保険者期間を2年以上有する女子が、「この法律の公布の日(昭和40年6月1日)から起算して13年以内に(昭和53年5月31日)第二種被保険者の資格を喪失した者に対しては、当該資格を喪失した時において…脱退手当金を支給する。」とされています。これは、第二種被保険者として資格喪失したときに、脱退手当金の支給要件に該当することを規定したものです。</p> <p>本件においては、昭和49年10月1日から昭和56年7月21日のEからGまでの間には第二種被保険者として「資格を喪失した時」がないため、Eを退職した時における、AからEまでの期間を対象とした脱退手当金の支給要件は発生しません。AからDまでの期間を対象とした特例による脱退手当金を決定してください。</p>

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
18	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の記録訂正について	旧厚生年金保険法第69条、第72条 厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条 平成21年11月19日庁保険発第1119002号	<p>&lt;事例&gt; ○脱退手当金支給期間 昭和44年10月1日 資格取得 昭和50年4月1日 資格喪失 脱退手当金支給日 昭和50年12月10日</p> <p>○脱退手当金未支給期間 昭和50年4月1日 資格取得(事業所整理記号変更による再取得) 昭和50年9月17日 資格喪失</p> <p>上記被保険者期間は、共に同一事業所、同一厚生年金手帳記号番号にて管理され、事業所が健康保険組合に加入した昭和50年4月1日に行われた事業所整理記号変更により、資格喪失と同日付の資格取得となっています。しかし、健康保険組合に加入する前の期間のみ脱退手当金支給済期間となっています。</p> <p>昭和50年12月10日支給の脱退手当金について、「支給を受けていない」旨の「年金記録に係る確認申立書」の提出があり、年金事務所段階で記録訂正が行えるか審議の際に以下の疑義が生じたため、対応についてご教示願います。</p> <p>当該脱退手当金については、厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条の規定(第二種被保険者としての被保険者期間が2年以上あること)により支給されたものと思われます。しかしながら、同法第72条に「脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったとき…消滅する。」と規定されており、昭和50年4月1日に厚生年金保険被保険者となった時点で脱退手当金の受給権は消滅しています。昭和50年12月10日支給の脱退手当金は支給要件を満たしておらず、決定誤りとなるのでしょうか。</p> <p>また、同一事業所で継続して勤務している一部の記録(健康保険組合に加入する前)のみ脱退手当金を支給していることは、脱退手当金の計算対象から漏れていたことを理由に取消となるのでしょうか。</p>	<p>ご本人が脱退手当金を受給していないと申し立てていることから、脱退手当金の裁定取消はせず、年金記録確認第三者委員会に回付を行ってください。年金記録確認第三者委員会のあつせんがなかった場合は、脱退手当金未支給期間である昭和50年4月1日から昭和50年9月17日までの間については、本人に意思確認を行い、原則として脱退手当金の計算の基礎とはせず、被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入することになります。(「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」平成21年11月19日庁保険発第1119002号)</p>
19	年金給付	脱退手当金請求書	厚生年金保険加入記録の判明に伴い脱退手当金を更正決定(追支給)する際の必要書類について	厚生年金保険法施行規則第77条	<p>過去に脱退手当金支給済の方に、脱退手当金の支払以前の厚生年金記録が判明しました。ご本人に意思確認をした結果、判明した厚生年金記録を含めて脱退手当金を更正し、追支給することになりました。</p> <p>過去の脱退手当金支払書類は既に処分されており、添付書類一式の確認ができません。更正(追支給)を行う場合の請求方法について、添付書類の要否について照会します。</p>	<p>脱退手当金の更正決定をする場合、原則として添付書類は必要ありません。ただし、記録が判明したことにより、老齢年金の受給要件を確認する必要がある場合は、戸籍謄本等の添付を求め、合算対象期間の確認を行う等の対応を行ってください。</p>
20	年金給付	脱退手当金請求書	判明した本人記録と脱退手当金支給済期間を合わせると受給権が発生する場合の脱退手当金の取扱いについて	厚生年金保険法昭和60年改正法附則第75条 旧厚生年金保険法第69条	<p>平成18年7月25日に、受給権が発生していなかったとして脱退手当金を支給しました。しかし、平成23年7月18日に、夫が死亡したことによる遺族年金請求時に本人記録の確認を行ったところ、厚生年金保険加入期間が70月あることが判明し、判明記録及び合算対象期間、脱手支給期間を合わせると年金の受給権が発生することが判明しました。</p> <p>今回の記録判明により、脱退手当金の取消を行い、厚生年金保険被保険者期間として老齢年金を決定することが可能か、また、取消を行い年金として決定した場合に、脱退手当金の返納を求めらるのかご教示願います。</p>	<p>脱退手当金請求時(平成18年7月25日支給)に、今回判明した厚生年金保険被保険者期間を含めていれば受給権が発生していたことが確認できた場合は、脱退手当金の取消を行い老齢基礎・厚生年金を裁定してください。</p> <p>脱退手当金支給決定通知書が本人に到達した日又は当該支給決定に基づいて支払が行われた日の翌日から、会計法第30条の規定による消滅時効が進行するため、脱退手当金の返納は、脱退手当金の支給から5年経過していれば求めることはできません。</p>

疑義照会回答(平成24年1月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
21	年金給付	脱退手当金請求書	厚生年金保険の脱退手当金請求日において、厚生年金保険被保険者であった者の取扱いについて	厚生年金保険法昭和29年改正法第69条、第72条 厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条	<p>脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間が平成17年に判明した方について、脱退手当金支給日においては厚生年金保険の被保険者でないため記録の不一致にはなっていません。</p> <p>元は別々の年金手帳記号番号で管理されていたものの、記録統合したことによって請求日が厚生年金保険加入中であったと判明したケースですが、「被保険者の資格を喪失した場合に支給」の要件にあてはまらないため、脱退手当金記録の取消しをすることになるのでしょうか。</p> <p>年金手帳記号番号①(脱退手当金支給済) 昭和39年1月11日 資格取得 昭和46年1月27日 資格喪失 脱退手当金請求日 昭和46年12月4日 脱退手当金支払日 昭和47年1月14日</p> <p>年金手帳記号番号②(脱退手当金未請求) 昭和46年6月1日 資格取得 昭和46年12月30日 資格喪失</p> <p>昭和47年1月14日支給の脱退手当金について「支給を受けていない」旨の「年金記録に係る確認申立書」の提出があり、現在、年金記録確認第三者委員会にて審議中です。その審議に当たり、対応についてご教示願います。</p> <p>今回の脱退手当金の支給要件は厚生年金保険法昭和29年改正法第69条の規定によるものと思われ、その要件は「第二種被保険者としての被保険者期間が2年以上である者が被保険者の資格を喪失した場合…その者に支給する。」となっています。</p> <p>「資格喪失していない時点で請求した」事象ですが、支給決定に問題はありますか。</p>	<p>本件の脱退手当金の支給要件は「請求日並びに支給年月日において被保険者の資格を喪失している」ことが必要となります。</p> <p>請求日において被保険者であるため、脱退手当金支給記録の取消しをすることになります。</p>
22	年金給付	再裁定(様式第127号、127号-2の処理)の進達	配偶者の厚生年金保険第四種被保険者期間訂正に伴い、第3号被保険者期間を修正した場合の減額再裁定について	厚生年金保険法昭和60年改正法附則第43条	<p>疑義照会回答によれば、配偶者の厚生年金保険第四種被保険者期間が訂正された場合は、本人の国民年金第3号被保険者期間は結果として認められないとされています。</p> <p>本人が受給者である場合、現時点で受給者に対して減額の再裁定になる旨を説明のうえ、再裁定申出書を提出していただく必要はあるのでしょうか。</p>	<p>新たに厚生年金記録が判明した方が年金受給者ではない場合は、第四種被保険者であった期間を取消(訂正)するとともに、その期間において第3号被保険者として取り扱われていた被扶養配偶者であった方の当該第3号被保険者記録を第1号被保険者記録に種別変更することになります。このとき、被扶養配偶者であった方が年金受給者である場合は、年金額を訂正することについてご理解いただいたうえで、国民年金記録訂正と年金額訂正の申出書をいただき、記録訂正と再裁定を行うことになります。</p> <p>なお、新たに厚生年金記録が判明した方が年金受給者である場合は、記録訂正後の年金額(本人・配偶者)について十分確認いただいたうえで、年金記録訂正と年金額訂正の申出をいただくこととなります。</p>